

西ヌサトゥンガラ州における集団隔離施設の設立

令和3年7月25日（総21第113号）
在デンパサール日本国総領事館

●西ヌサトゥンガラ州新型コロナタスクフォースは、以下の内容の集団隔離に関する文書を発表しました。

1. 感染増加を防ぐために、陽性患者に対する更に最適な予防策が求められる。
2. 病院の病床率ひっ迫を鑑み、入院の対象となる患者を症状がある者及び重症患者とする。
3. 無症状患者及び軽症患者に対しては、以下の措置を行う。
 - (1) 村施設での集団隔離を行う。
 - (2) 村施設での集団隔離から溢れた患者に対しては、郡施設での集団隔離を行う。
 - (3) 郡施設での集団隔離から溢れた患者に対しては、県施設での集団隔離を行う。
 - (4) 県施設での集団隔離から溢れた患者に対しては、州施設での集団隔離を行う。
4. もしも、やむを得ない事情で自宅で自主隔離を行っている家には、タスクフォースが自主隔離実施中を周知する旨のステッカーを貼り付ける。